

青森県規則第四十七号

青森県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

青森県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年十月青森県規則第七十号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に廃止前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金及び同日前に廃止前の青森県農業改良資金貸付規則第九条第一項の規定により借入申込書等を提出したものに対して同日以後に行われる農業改良資金の貸付け（貸付けの決定及び貸付けしない旨の決定を含む。）については、なお従前の例による。